

西宮市学校給食物資評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校給食衛生管理基準の定めにより、西宮市学校給食の物資（以下「物資」という。）調達に係る選定を適切に行うため、西宮市学校給食物資評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が依頼する。

- (1) 西宮市立小・中・義務教育学校長代表 2名
- (2) 栄養教諭・学校栄養職員代表 2名
- (3) 保護者代表 2名

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、学校給食課に置く。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて事務局が招集する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項の報償費は、出席に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち国及び地方公共団体の経済に属する常勤の職員であるものに対しては、報償費は支給しない。

4 委員の報償費の額は、5,093円とする。

(物資の評価方法)

第8条 評価対象となる物資については、指定の期日に物資登録申請書の写し及びサンプルを提出させる。

2 会議では提出されたサンプルが西宮市学校給食用物資規格に合致しているかを確認したうえで本市学校給食に使用する食材として適しているか価格・品質・物資内容・調理作業面・味等について総合的に評価する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

平成25年度6月1日選任の委員に限り、任期は平成26年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和元年10月1日から適用する。